

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則の
制定について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 1 項第 9 号の規定により、別紙のとおり提出
します。

令和 8 年 8 月 28 日

教育長 前川 明範

提出の理由

府立田辺高等学校及び府立工業高等学校の学科の改編に伴い、京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和 39 年京都府教育委員会規則第 3 号）について所要の改正を行うものである。

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 ● 月 ● 日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

京都府教育委員会規則第 ● 号

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和 39 年京都府教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表京都府立田辺高等学校の項中「機械技術科 自動車科 電気技術科 工学探究科」を「機械科 自動車科 電気科 デザイン科」に改め、同表京都府立工業高等学校の項中「機械テクノロジー科 電気テクノロジー科 情報テクノロジー科 ロボット技術科 環境デザイン科」を「機械工学科 電気工学科 情報工学科 知能機械科 電子情報科」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の表の改正規定中京都府立田辺高等学校工学探究科に係る部分は、令和 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に京都府立田辺高等学校の機械技術科及び電気技術科並びに京都府立工業高等学校の機械テクノロジー科、電気テクノロジー科、情報テクノロジー科、ロボット技術科及び環境デザイン科に在学している生徒の学科は、この規則の施行の日から令和 11 年 3 月 31 日までの間、この規則による改正後の京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則第 1 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都府教育委員会規則第3号）の一部改正（案） 新旧対照表

現行					改正後（案）					備考	
第1条 京都府立高等学校に、次の表に掲げる分校、課程及び学科 を設置する。					第1条 京都府立高等学校に、次の表に掲げる分校、課程及び学科 を設置する。						
学校名	分校		課程	学科	学校名	分校		課程	学科	学科 改編	
	名称	位置				名称	位置				
(略)					(略)						
京都府 立田辺 高等学 校			全日制	普通科 機械技術科 自動車科 電気技 術科 工学探究科	京都府 立田辺 高等学 校			全日制	普通科 機械科 自動車科 電気科 デザイン科		
(略)					(略)						
京都府 立工業 高等学 校			全日制	機械テクノロジー科 電気テクノロジー 科 情報テクノロジ ー科 ロボット技術 科 環境デザイン科	京都府 立工業 高等学 校			全日制	機械工学科 電気工学科 情報工学科 知能機械科 電子情報科		
(略)					(略)						